

(転勤(転職)後の事業所で特別徴収を継続する場合)
 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 兩年度	
昭和町長 殿		所在地		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号		112233	
令和◇年○月△日提出		フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号		3456	
〔特別徴収 給与支払者〕		氏名又は名称		株式会社 ○×商事		担連 当絡 者先		所属 人事課人事労務係	
		個人番号 又は法人番号		11111111111111111111		氏名		特徴 花子	
						電話		001-02-0000 内線(123)	
給 与 所 得 者	フリガナ	ショウワ タロウ		異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	転居等により異動後の勤務先で引き続き特別 徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤 務先では記載しないでください。			
	氏名	昭和 太郎							
	生年月日	平成○年○月○日							
	個人番号								
	受給者番号	123456							
	1月1日 現在の住所	昭和町押越△△番地							
異動後の 住所	140,000 円	35,600 円	104,400 円	令和○年	1	1 退職 2 転職 3 休職 4 死亡	1	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収	
		6 月から	9 月から	8 月	31 日	8 月		8 月	
		8 月まで	5 月まで			8 月		31 日	
		140,000 円		35,600 円		104,400 円		8 月	
		140,000 円		35,600 円		104,400 円		31 日	
		140,000 円		35,600 円		104,400 円		31 日	

8月末で退職する給与所得者が、9月
 末から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	445566		新規	法人番号	33333333333333		新しい勤務先へは、月割額 11,600 円 を	
	所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		新規事業所の場合は「新規」 に○を付けてください。		庶務課人事係		9月分(翌月10日納入期限分)から	
	フリガナ	マルバツフドウサ				特徴 一郎		新しい会社で特別徴収を開始する月(9 月)とその月割額を記載します。	
	氏名又は名称	○×不動産 株式会社				電話		002-03-0000 内線(222)	
						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

新規事業所の場合は、納入書の1
 必要か2不要のどちらか該当する
 数字を記入してください。

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定 (上記(ウ)と)
		月 日	

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である	
	3. 死亡による退職であるため	